

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成28年9月9日福警備2236号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日福警備2235号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定2」という。本件決定1と本件決定2を総称して「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書は、実施機関が行った沖縄県への警察職員の派遣に関する次の文書である。

ア 「警察職員の援助要求について」（平成28年7月12日沖公委（備二）第22号）（以下「本件公文書1」という。）。

イ 給与支給明細書電子交付システムにおいて電磁的記録として保存している職員の「給与支給明細書（平成28年7月分）及び時間外勤務手当等支給明細書（平成28年6月分）」並びに「給与支給明細書（平成28年8月分）及び時間外勤務手当等支給明細書（平成28年7月分）」（以下「本件公文書2」という。本件公文書1と本件公文書2を総称して「本件公文書」という。）。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書1については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、警察電話番号が条例第7条第1項第4号（行政運営情報）、派遣期間、派遣人数、帯同装備品等が同項第6号（捜査等情報）に該当するとして非開示としその余の部分は開示する部分開示決定を、本件公文書2については、条例第11条第2項の規定により、条例第7条第1項第1号（個人情報）及び第6号に該当するとして非開示決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成28年8月26日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成28年9月9日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成28年12月2日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

エ 福岡県公安委員会は、平成29年1月26日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

沖縄県への派遣期間、人数、帯同装備品等のいずれについても非開示決定し、その理由として「テロ等の犯罪行為を企図する者等にその内容を察知されれば…」とあたかも請求人らをテロ行為等を行う犯罪者であることが前提とされている。このような予断と偏見に満ちた非開示決定が、違法であることは論を待たない。請求人が過去及び将来にわたってテロ行為を企てることを想定できる証拠等の根拠等があれば別であるが、そのような証拠もなく、漠然とテロ行為を防ぐためという理由だけで、県民の知る権利を侵害することは許されない。

(2) 本件決定2について

審査請求人が求めているのは、福岡県警察職員個人の個人情報ではなく、沖縄県への派遣に伴い特別に支給される金員の有無及び額である。その存否を情報公開請求しているのであり、個人情報であることを盾に、当該請求に応じないのは県民の知る権利を侵害するものであり、情報公開条例の趣旨に悖(もと)るものである。

(3) その他

どのくらいの期間、どのくらいの人数で派遣されたのか、どのくらいの県費を沖縄派遣のために使ったのか、どのくらいの私たちの血税がそのために使われたのかということは、県民として知りたいと思うものである。それに関しても、終了後も幾ら使ったかも分からない、一切開示しないということであれば、やはり知る権利を侵害しているのではないか。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 沖縄県への派遣について

警察は、国の公安又は利益にかかる犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪や、又はそれらの犯罪が発生するおそれがある場合において、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることをもってその責務としている。

このため、警察は、デモ・集会等の実施に対して、必要があると認められる場合には、参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図る

ため、部隊を運用し治安の維持活動を行っている。

また、デモ・集会等の性質、規模などによって、一都道府県警察の能力をもってしても処理できない場合においては、警察法第60条第1項により、都道府県公安委員会が警察庁又は他の公安委員会に対して援助の要求をすることができると定められている。

このようなことから、沖縄県公安委員会からの警察法第60条第1項に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣した。

なお、今回の応援派遣が終われば、次の応援派遣はないというものではなく、情勢の変化によっては、再び沖縄県公安委員会から警察法に基づく応援要請がなされる可能性は排除できない。

(2) 本件決定1について

ア 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性

本件公文書1に記載された警察電話番号は、沖縄県警察本部警備課が各都道府県警察本部等と連絡調整、情報交換等を行うものであり、外部の一般電話回線による接続が可能であることから、テロ等の犯罪を企図する者等が、度重なる架電で情報交換を妨害したり、又は誤情報を流したりすることで真の情報との区別を困難にするなど、警察の警戒警備に著しい支障が生じるおそれがあるため、本号に該当する。

イ 条例第7条第1項第6号（捜査等情報）該当性

(7) 派遣期間

派遣期間は、警備実施期間とほぼ同じであるため、テロ等の犯罪行為を企図する者等にその内容を察知されれば、警備実施の開始前や終了後を見計らって攻撃が加えられるなどの犯罪行為を容易にするとともに、実施機関の間隙をついた対抗措置を講じられるおそれがある。

また、これらの情報は、警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施業務に支障が生じるおそれがある。

(4) 派遣人数

特別派遣職員に係る人員等は、警備実施等に従事する人員及び人員に関する情報を含んでおり、これを公にすれば、いかなる事案にどの程度の警察力を動員し、部隊を配置するかなどの警察の対処能力が明らかとなり、対象勢力が各種活動を潜在化、巧妙化させるなど、これに応じた対応措置を講じることができ、不法行為が容易となる。また、各都道府県警察の派遣人数は、派遣する各都道府県警察の規模や治安情勢等を勘案して要請されるものであり、将来の同種の応援派遣要請に対して派遣される各都道府県警察の人数が容易に予想されることになる。警備実施の終了後であっても、テロ行為を

敢行しようとする勢力等が過去の事例を研究分析することにより、将来におけるテロ、ゲリラ行為が容易となるなど、警備実施業務に支障が生じるおそれがある。

(ウ) 帯同装備品等

帯同装備品等は、派遣先の警備体制、地理地勢及び警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で選定しており、これを公にすれば、テロ等の犯罪行為を企図する者等から、帯同装備品等の対処能力に応じた対抗措置を講じてくるおそれがあり、将来の警備実施業務に支障が生じるおそれがある。

したがって、「派遣期間」、「派遣人数」、「帯同装備品等」は、本号に該当する。

(3) 本件決定2について

ア 条例第7条第1項第1号（個人情報）本文該当性

本件公文書2は、給料等を支給される職員ごとに作成され、所属名、氏名、給料、給料の調整額、各種手当、給与から控除される所得税、職員番号等、当該職員個人の所得や財産等に関する情報が記録されたものである。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当する。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書該当性

本件公文書2の個人の給与等に関する情報は、本号ただし書ハに規定する公務員の職務遂行情報には該当せず、ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第7条第1項第6号該当性

本件公文書2は、当該個人に関する情報を全て非開示にしたとしても、当該公文書の件数によって、特別派遣された職員の数が判明する。

特別派遣された職員の数は、これを公にすれば、いかなる事案にどの程度の警察力を動員し、部隊を配置するかなどの警察の対処能力が明らかとなり、対象勢力が各種活動を潜在化、巧妙化させるなど、これに応じた対抗措置を講じることができ、将来における不法行為が容易となる。

したがって、本件公文書2の件数は、本号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 警察における援助の要求について

警察活動の対象は、災害や騒乱事案の発生など予見できない突発的な事件として現れる場合があるため、事案の性質・規模等によっては、当該都道府県警察の有する警察力に不足を来すなど、一都道府県警察の能力をもってしては処理することができない場合があることから、警察法（昭和29年法律第162号）第6

0条第1項において、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」とされている。

イ 福岡県警察職員の沖縄県への派遣について

沖縄県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定により、平成28年7月12日付けで、福岡県公安委員会を含む6都府県の公安委員会に対し、沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事象への対応に必要として、警察職員の援助の要求を行った。

警察活動の一つとして警備実施があるが、この沖縄県公安委員会による援助の要求は、デモ・集会等への参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るために行う警備実施に関して、警察職員の援助を要求したものと認められる。

実施機関は、当該援助要求に応じ、平成28年7月以降、警察職員を沖縄県に派遣した。

ウ 本件公文書について

(ア) 本件公文書1について

本件公文書1は、平成28年7月12日付けで、沖縄県公安委員会が警察法第60条第1項の規定により、東京都、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府及び福岡県の各公安委員会に対して、警察職員の援助を要求するために発出した文書であり、派遣を必要とする理由、援助を要求する警視庁及び各府県警の警察職員の派遣期間及び派遣人数、特別派遣部隊の任務、帯同装備品等、沖縄県警察本部における担当係名及び警察電話番号等が記載されている。

(イ) 本件公文書2について

本件公文書2は、給与等を支給される職員ごとに作成される電磁的記録であり、給与支給明細書及び時間外手当等支給明細書から構成され、給与支給明細書については、平成28年7月分及び8月分が、時間外手当等支給明細書については、同年6月分及び7月分が、それぞれ内容となっている。

当該電磁的記録を出力印刷した場合、給与支給明細書には、給料表の種別、級、号給及び給料月額、所属名及び氏名、給料、給料の調整額及び各種手当の額並びに支給総額、法定控除の項目及びその額並びに控除額計、掛金・所属控除等諸費用の項目及びその額並びに口座振替額計、口座別振替額、現金支給額等が、時間外勤務手当等支給明細書には、各種手当の額及び支給総額、所得税の額及び差引支給額、口座別支給額及び現金支給額、口座別受取総額、現金支給総額、職員番号、氏名等が、それぞれ表示される。

(2) 本件公文書1の条例第7条第1項該当性について

ア 条例第7条第1項第4号該当性について

(ア) 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にするこ

とにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、イからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外には、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に非開示とすることを定めている。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の手続又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」がある限り非開示となる。

(イ) 本号該当性の判断

本件公文書1に記載されている警察電話番号は、沖縄県公安委員会が警察職員の援助を要求するために発出した文書に係る連絡調整に資するため記載した、沖縄県警察本部の警察電話番号である。

当審査会が実施機関に確認したところ、警察電話は、警察の活動を迅速、確実に遂行する必要不可欠な通信手段であり、いかなる事態にも通信を確保し、防ちよう、防衛に努めるため、一般回線とは別回線で、各都道府県警察本部によって運用されている。また、警察の活動の遂行に伴う通信については、警察職員間の通信のみならず、一般市民からの情報提供等の通信も含まれるため、警察電話には警察電話以外の回線も接続されている。沖縄県警察本部においても、電話交換室で警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続の事務を行っており、一般市民は、警察電話番号の一部を構成する内線番号を電話交換手に告げることで、一般回線から警察電話との間で通信を行うことができることである。

また、警察電話番号を不開示とした処分の取消しを求めた行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件に係る東京地方裁判所判決（平成22年（行ウ）第49号）においては、「警察の活動は、公共の安全と秩序の維持を直接に担当するものであり、一般的に、被疑者、関係者等の反発や反感を招いたり、妨害等の対象となったりする可能性が高いものであること、そのような場合以外のときにおいても、警察の行う事務の広範さ等に起因して、市民において、各種事情に関し、関係すると考えた部署に対し、当該部署の所管するところではない事項や必ずしも急を要しない事項等を含めて問い合わせ等を行うことにより、当該警察電話あての警察電話以外の電話からの通信によって、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶおそれがあるということには、…警察本部暴力団対策課暴力団排除係の係長に割り当てられた警察電話番号であり、当該係の所掌する事務の性質、当該職員の役職等にかんがみると、

上記のようなおそれはより高いと考えられる。」と判示しているところである。

当該東京地方裁判所判決に照らして判断すると、本件公文書1に記載されている沖縄県警察本部の警備担当係の警察電話番号は、「暴力団対策課暴力団排除係の係長に割り当てられた警察電話番号」と同様に、これを開示すると「警察電話以外の電話からの通信によって、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営に影響が及ぶ……おそれはより高い」といえる。

よって、本件公文書1に記載されている警察電話番号は、沖縄県警察本部が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件公文書1のうち、警察電話番号を条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第7条第1項第6号該当性について

(7) 本号の趣旨

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、及び刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示とすることを定めたものである。

その趣旨は、本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるというものである。

(イ) 本号該当性の判断

平成28年7月12日付けで沖縄県公安委員会が行った援助の要求に対する警察職員の派遣は終了しているが、今後も再度、沖縄県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定により、同様に援助の要求が行われる可能性は否定できないとの実施機関の説明には合理性が認められる。

そうであれば、本号該当性については、沖縄県公安委員会からの再度の援助の要求があった場合に、本件公文書1を開示することによって、将来の警備実施業務に支障が生じるかどうかという観点から判断することが必要である。

a 派遣期間について

派遣期間は、現地において警備実施の開始時期及び終了時期を推測させることができる情報であると認められる。

したがって、当該情報を開示し、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における

警備実施の時期を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられる。

b 派遣人数について

派遣人数は、現地において警備実施に従事する警察職員の人数であり、警備実施の体制を推測させることができる情報であると認められる。

したがって、当該情報を開示し、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、現地における警備実施の体制を推測することが可能となり、警戒の間隙をぬって警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられる。

c 帯同装備品等について

帯同装備品等は、現地における警備実施を効果的に行うために選定されたものと認められる。したがって、当該情報を開示し、仮に当該情報が反対勢力等の手に渡ることとなると、これらの勢力等がこれを研究、分析することで、帯同装備品等を上回る対抗措置を講ずることが可能となり、将来における警備実施業務に支障を及ぼす行為が容易になると考えられる。

以上のことから、実施機関が、本件公文書1のうち、派遣期間、派遣人数及び帯同装備品等の情報を公にすることにより、将来の警備実施業務に支障を来たすことになり、ひいては、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理性があると認められることから、実施機関が本号に該当するとした判断には、相当な理由があると認められる。

したがって、本件公文書1のうち、派遣期間、派遣人数及び帯同装備品等は、条例第7条第1項第6号に該当し、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(3) 本件公文書2の条例第7条第1項該当性について

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

(ア) 本号の趣旨

本号は、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを非開示とすることを定めたものである。

(イ) 本号該当性の判断

本件公文書2に記録されている情報は、個人の所得、家族関係等に関する情報であって、氏名及び職員番号等が記載されていることから、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、個人の私生活に関する情報であることから、本号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」には該当せず、本号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しない。

イ 部分開示の可否について

- (ア) 条例第8条第2項においては、開示請求に係る公文書に個人情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、個人情報に含まれないものとみなして、部分開示するものと定めている。
- (イ) 本件公文書2に記録された情報のうち、給与支給明細書における現金支給額、及び時間外勤務手当等支給明細書における現金支給総額については、これを開示しても当該警察職員の権利利益が害されるおそれがないため、部分開示すべきではないかとも考えられる。
- (ウ) しかしながら、仮に部分開示を認めた場合、給与支給明細書及び時間外勤務手当等支給明細書の件数が明らかになり、その結果、全体の派遣人数のうち福岡県警察職員の派遣人数が推測される可能性がある。
- (エ) 前記(2)イ(イ) b で述べたように、本件公文書1に記載されている派遣人数は、条例第7条第1項第6号に該当し、非開示とすべきものであるが、本件公文書2について部分開示をすることは、そのことにより、本件公文書1に記載されている派遣人数が開示されるという不合理な結果となることから、かかる解釈を取ることは困難である。
- (オ) このため、確かに、給与支給明細書及び時間外勤務手当等支給明細書の件数自体は公文書に記録された情報ではないものの、福岡県警察職員の派遣人数が記録されている公文書と同様に考えられることから、給与支給明細書及び時間外勤務手当等支給明細書の件数は、条例第7条第1項第6号に該当し、部分開示をすることは妥当ではないと判断される。
- (カ) 以上のことから、本件公文書2の件数は条例第7条第1項第6号に該当するとする実施機関の判断は結果として妥当であると認められる。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。